

# 鉛給水管の使用確認書

益城町水道事業管理者 様

水 栓 番 号 \_\_\_\_\_

設 備 場 所 \_\_\_\_\_

管 口 径  $\phi$  \_\_\_\_\_ mm

管 延 長 L = \_\_\_\_\_ m

上記に施工予定の給水装置工事申請において、給水装置所有者として給水引込管に鉛が使用されていることは確認しております。

令和 年 月 日

給水装置所有者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

厚生労働省は、平成15年4月1日から水道水における鉛濃度の水質基準値を1リットルあたり0.05mg以下から0.01mg以下に強化しました。

これは、長期的な観点から安全性を高めるため、生涯にわたって毎日飲み続けても健康には問題ない基準値として、より一層の鉛の低減化を推進するために行われたものです。

鉛給水管が使用されていても通常に使用している限り健康に影響はありません。

しかし、家屋の建て替えや改造を行う際は、給水管の取替えを行うことをお勧めします。

給水管はおお客様の財産であり、取替え工事はおお客様の費用負担で行って頂くこととなりますが、「そのまま使用されるお客様」は、鉛管が使用されていることを確認頂く意味で、上記に署名、捺印をお願い致します。